

議案第 7 号

野田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

野田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月3日提出

野田市長 鈴木 有

野田市手数料条例の一部を改正する条例

野田市手数料条例（昭和 5 1 年野田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表の 7 の 2 5 の項の備考中(6)を(7)とし、(5)の次に次のように加える。

- (6) 共同住宅等（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）
又は複合建築物（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）
に係る金額は、建築物の延べ面積から共用部の面積を除いた面積を審査
の対象とするときは、それぞれ定める金額から共用部認定費相当額A又
は共用部認定費相当額Bを減じた金額とする。

別表の 7 の 2 6 の項の備考を次のように改める。

備考

- (1) 共同住宅等（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）
又は複合建築物（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）
に係る金額は、当該建築物について 2 5 の項の備考の(6)の規定により算
定した金額に 2 分の 1 を乗じて得た金額とする。
- (2) 都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 5 条第 2 項において準用する
同法第 5 4 条第 2 項の規定に基づく建築基準法第 6 条第 1 項に規定する
建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出が併せてある場合は、
当該審査の申出に係る 1 の項に規定する金額を加えた金額とする。

別表の 7 の 2 7 の項の備考中(4)を(5)とし、同項の備考の(3)中「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額」を「金額」に、「額の」を「金額の」に改め、同項の備考中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

- (2) 共同住宅等（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）
に係る金額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を審
査の対象とするときは、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた
面積を建築物の延べ面積とみなして算定した手数料の金額に相当する金
額とする。

別表の 7 の 2 8 の項の備考中(2)を(3)とし、同項の備考の(1)中「建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額」を「金額」に、「計画の変更」を「建築物エネルギー消費性能向上計画の変更」に、「額の」を「金額又はこれらの金額の」に改め、同項の備考中(1)を(2)とし、(1)として次のように加える。

(1) 共同住宅等（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）

に係る金額は、当該建築物について 2 7 の項の備考の(2)の規定により算定した金額に相当する金額に 2 分の 1 を乗じて得た金額とする。

別表の 7 の 2 9 の項の(2)のアの(7)中「仕様基準」を「モデル住宅基準及び仕様基準」に改め、同項の(2)のイの(7)中「仕様基準」を「モデル共同住宅基準及び仕様基準」に改め、同項の備考中(3)を(6)とし、同項の備考の(2)中「仕様標準」を「仕様基準」に、「第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)」を「第 1 条第 1 項第 2 号イ(3)及びロ(3)」に改め、同項の備考中(2)を(4)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) モデル住宅基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準をいう。

(3) モデル共同住宅基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準をいう。

別表の 7 の 2 9 の項の備考の(4)の次に次のように加える。

(5) 共同住宅等に係る金額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の延べ面積とみなして算定した手数料の金額に相当する金額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正により低炭素建築物新築等計画の認定等並びに建築物エネルギー消費性能向上計画及び基準の適合の認定等について簡易な評価方法が認められたことに伴い、建築関係手数料に関する規定を整備しようとするものである。

野田市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市手数料条例 (昭和51年野田市条例第4号)

改 正 案		現 行	
別表(第2条第1項) 1～6 (略) 7 建築関係手数料		別表(第2条第1項) 1～6 (略) 7 建築関係手数料	
手数料の種類	金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。)	手数料の種類	金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。)
(略)		(略)	
25 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	(1)・(2) (略) 備考 (1)～(5) (略) (6) 共同住宅等(住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。) 又は複合建築物(住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。)に係る金額は、建築物の延べ面積から共用部の面積を除いた面積を審査の対象とするときは、それぞれ定める金額から共用部認定費相当額A又は共用部認定費相当額Bを減じた金額とする。 (7) (略)	25 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	(1)・(2) (略) 備考 (1)～(5) (略) (6) (略)
26 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	(略) 備考 (1) 共同住宅等(住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。) 又は複合建築物(住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。)に係る金額	26 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	(略) 備考 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの

	は、当該建築物について25の項の備考の(6)の規定により算定した金額に2分の1を乗じて得た金額とする。 (2) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出が併せてある場合は、当該審査の申出に係る1の項に規定する金額を加えた金額とする。	審査の申出が併せてある場合は、当該審査の申出に係る1の項に規定する金額を加えた金額とする。
27 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	(1)・(2) (略) 備考 (1) (略) (2) 共同住宅等(住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。)に係る金額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の延べ面積とみなして算定した手数料の金額に相当する金額とする。 (3) (略) (4) 申請建築物及び他の建築物の金額は、建築物の区分ごとにそれぞれ	(1)・(2) (略) 備考 (1) (略) (2) (略) (3) 申請建築物及び他の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画認

	定める <u>金額の合計額</u> とする。		定申請手数料の額は、建築物の区分ごとにそれぞれ定める <u>額の合計額</u> とする。
	(5) (略)		(4) (略)
28 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 31 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	(略) 備考 (1) <u>共同住宅等(住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。)</u>に係る金額は、当該建築物について 27 の項の備考の (2) の規定により算定した金額に相当する金額に 2 分の 1 を乗じて得た金額とする。 (2) 申請建築物及び他の建築物の金額は、建築物(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る建築物に限る。)の 27 の項の右欄の区分ごとにそれぞれ定める金額又はそれらの金額の合計額とする。 (3) (略)	28 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 31 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	(略) 備考 (1) 申請建築物及び他の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、建築物(計画の変更に係る建築物に限る。)の 27 の項の右欄の区分ごとにそれぞれ定める<u>額の合計額</u>とする。 (2) (略)
29 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 36 条第 1 項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	(1) (略) (2) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 一戸建ての住宅 (ア) <u>モデル住宅基準及び仕様基準</u>による場合 (略) (イ) その他の場合 (略) イ 共同住宅等 (ア) <u>モデル共同住宅基準及び仕様基</u>	29 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 36 条第 1 項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	(1) (略) (2) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 一戸建ての住宅 (ア) <u>仕様基準</u>による場合 (略) (イ) その他の場合 (略) イ 共同住宅等 (ア) <u>仕様基準</u>による場合

	準による場合 (略) (イ) その他の場合 (略) ウ (略) 備考 (1) (略) (2) モデル住宅基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準をいう。 (3) モデル共同住宅基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準をいう。 (4) 仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準をいう。 (5) 共同住宅等に係る金額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の延べ面積とみなして算定した手数料の金額に相当する金額とする。 (6) (略)	
8～11 (略)		8～11 (略)